

2003年5月8日

日本国憲法に
「国家緊急権」と「人間の安全保障」の明記を！！

開倫塾 塾長 林 明夫

日本国憲法に限らずあらゆる国の基本法である憲法は、憲法制定権者の時代認識を強烈に反映したものであると考える。

日本国は、憲法制定時に、恒久の平和を念願したが故に、軍隊も持たず国の交戦権も否定した形で徹底した平和主義を憲法の前文と第9条に明記した。敗戦直後の憲法制定権者の時代認識の表れで、日本国民からも世界の有識者からも高い評価を得た。

しかし、憲法制定後半世紀が経過した今日、前文と第9条の内容で、これからの半世紀の日本の安全保障を担保できるか、日本国民の生命、財産、生活を守り切れるものかと問われれば、大半の国民が不安に陥っているのが現状である。

国会では、有事に関する立法が検討されているが、私は、国の安全保障については、国の在り方も含めてまずは日本国憲法の中でどのように考えるべきかをまずは議論を深めることが先決であると考え。しかる後に、憲法の中に明記すべきものは明記し、法令に委ねるべきものは委ねることが適切な手順であると考え。

私は、日本国憲法に「国家緊急権」の規定を明確に置き、憲法の規定のもとに有事に関する立法をなすべきものと考え。国民の基本的な人権をたとえ一時期にせよ制約せざるを得ない国家の緊急時についての立法を、たとえ国会であろうと憲法の規定なしに行うことは不適であると考えからである。

さらに、もし、これからの平和や安全保障を本質のところでは、日本国憲法の前文に、「人間の安全保障」(ヒューマン・セキュリティ)の促進を明記すべきであると考え。これからの日本が国際社会になすべき貢献は、一人一人の力をつけ、どのような状況の下でも人間として生き抜くことを「人間の安全保障」という観点から支援すること(エンパワーメント)と考えるからである。

以上
5月7日記